



広島県報

定期
第61号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

規則

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (行政管理室) ……

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置許可申請の概要 (環境対策室) ……
遊漁規則の変更の認可 (漁業調整室) ……
港湾隣接地域の変更に関する公聴会の開催 (港湾管理室) ……

公告

大規模小売店舗立地法の規定による県の意見 (地域産業振興室) ……
土地改良区の定款変更の認可 (尾三地域事務所) ……
公安委員会告示 (公安委員会告示) ……
遊技機の型式の検定の告示 (公安委員会告示) ……
教習指導員審査 (普通) の実施 (四)

公布された規則のあらまし

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (規則第六十六号) (行政管理室)

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例 (平成十七年

広島県条例第二十号) 第四条の規定の施行期日を平成十八年九月一日とすることとした。

規則

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十八年八月十七日

広島県知事 藤田雄山

広島県規則第六十六号

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例 (平成十七年広島県条例第二十号) 第四条の規定の施行期日は、平成十八年九月一日とする。

告示

広島県告示第七百七十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第一百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置許可の申請があつたので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

平成十八年八月十七日

広島県知事 藤田雄山

申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	福山市沼隈町大字常石一〇八三番地 株式会社 ジン・インタラクティブシーク 代表取締役社長 神原 秀明
工場又は事業場の所在地及び名称	尾道市浦崎町大平木一三四四、一から四 リゾートホテルベラビスタ境ガ浜

申請の内容

六六の二八 旅館業の用に供する入浴施設八〇基を設置し、六六の二二 旅館業の

1 用に供する厨房施設一基の使用の方法を変更する。
 特定施設の種類の能力及び使用の方法(その一)

種 類	種 類	能 力	等 期	使用の方法										
				排出される汚水等の汚染状態	項目	使用時間間隔及び一日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	完成後直ちに	排出される汚水等の汚染状態			汚水等の排出先
											水素イオン濃度(単位・水素指数)	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	
六六の二八入浴施設(新刊(C))	六六の二八入浴施設(本館(C))	一日当たり一三六人	許可後直ちに	許可後直ちに	着手後六〇日	完成後直ちに	二四時間連続使用(なし)	通常	最大	通常	最大	通常	最大	マリンパーク境力浜の合併浄化槽で処理
変 更 前	変 更 後			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
六六の二八入浴施設(ウズB七)	同上			同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
許可後直ちに				同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

使用の方法	項目	工期等	
		使用開始予定年月日	工事完成予定年月日
排出される汚水等の一日当たりの量 (単位・立方メートル)	通常	既設	既設
	最大	既設	既設
	通常	完成後直ちに	完成後直ちに
	最大	完成後直ちに	完成後直ちに

- 2 汚水等の処理の方法
変更なし
- 3 排出水の汚染状態
変更なし
- 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
 平成十八年八月十七日から
 平成十八年九月 六日まで

2 縦覧場所
 広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県尾三地域事務所厚生環境局環境管理課及び尾道市市民生活部生活環境課

広島県告示第七百八十号
 次の内水面における第五種共同漁業権の遊漁規則の変更を、平成十八年八月一日認可した。
 平成十八年八月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

帝釈峡漁業協同組合内水共第四十七号、内水共第四十八号及び内水共第四十九号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を改正する規則

第五条第三項の「5」の「瀬口商店」を「谷本商会」に、「(08478)7-0430」を「(0847)87-0101」に、「6」の「榎山軒和」を「田辺石油店」に、「(08478)8-0445」を「(0847)88-0177」に、「10」の「原田商店」を「弥生倉庫」に、「(08477)6-0019」を「(08477)6-0018」に改めるとともに、同項中「比婆郡東城町」を「庄原市東城町」に、「榎石町」及び「油木町」を「榎石町原町」に改める。

附則

この規則は知事の認可があった日から施行する。

広島県告示第七百八十一号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条の二第二項の規定により、大竹港に

係る港湾隣接地域の変更に関する公聴会の開催について告示する。
平成十八年八月十七日

大竹港湾管理者 広島県
代表者 広島県知事 藤田雄山

一 期日 平成十八年八月三十日午後二時
二 場所

大竹市小方一丁目十一番一号
大竹市役所三階会議室
変更しようとする地域
大竹港大竹地区(その一、その二)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定によって、大規模小売店舗設置者に対し県は意見を有しない旨を通知した。
平成十八年八月十七日

広島県知事 藤田雄山

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ホームセンタージュンテンドー吉田店
所在地 安芸高田市吉田町吉田字鯨多三八九四番地一外

二 県の通知の縦覧場所
広島県商工労働部産業振興局地域産業振興室(広島市中区基町一番五二番)
安芸高田市産業振興部商工観光課(安芸高田市吉田町吉田七九二)

三 県の通知の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
1 期間 平成十八年八月十七日から平成十八年九月十九日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。
2 時間帯 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定によって、尾道市因

島重井土地改良区の定款変更を平成十八年八月三日認可した。
なお、この認可について不服がある者は、認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、認可の取消しを求める訴えを提起することができる。
平成十八年八月十七日
広島県尾三地域事務所長 大下和男

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第62号

次の遊技機は、遊技機の認定及び形式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。
平成18年8月17日

広島県公安委員会
委員長 高須 登

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
5P1291	告示の日(平成18年8月17日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CR海底少年アウンス E56 F	株式会社ニコーザン 新井 悠司 代表取締役 古瀬 市村 区 島森町三丁目56番地)	左 同
6P0502	同上	同上	CR海底少年アウンス E54	同上	左 同
5P1262	同上	同上	CR海底少年アウンス E57	同上	左 同
6P0629	同上	同上	CRアウンス 2H	又ルボン工業株式会社 代表取締役 藤井 桃山 町 一丁目127番地)	左 同
6P0625	同上	同上	CRアウンス 2TKS	同上	左 同

6P0515	同 上	同 上	CRラン ポーMK	株式会社オリンピア 代表取締役 鏑井 勝也 (東京都台東区上野二丁 目11番7号)	左 同
6P0535	同 上	同 上	CRラン ポーES	同 上	左 同
6P0496	同 上	同 上	CRラン ポーEJ	同 上	左 同
6S0501	同 上	同脚式遊技 機	南国娘X	同 上	左 同
6P0527	同 上	ぱちんこ遊 技機	CRアマ リカント リーダム TC	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 千穂区 (愛知県名古屋千種区 今池三丁目9番21号)	左 同
6P0490	同 上	同 上	CRアマ リカント リーダム TA	同 上	左 同
6P0463	同 上	同 上	CR激流 王SKA	同 上	左 同
6P0489	同 上	同 上	CRアマ リカント リーダム AH	同 上	左 同
6P0210	同 上	同 上	CRスー パー海物 語W75F	同 上	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第84号

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第99条の3 第4項第1号イの規定による審査を実施

するので、技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年8月17日

広島県公安委員会
委員長 高 須 司 登

- 1 審査の種類
教習指導員審査 (普通)
- 2 審査の期日
平成18年9月20日、21日
- 3 審査の場所
広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
道路交通法第99条の3 第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
規則第12条に規定する方法により実施
- 6 審査の申請手続等
 - (1) 申請に必要な書類

ア 教習指導員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの)	1 通
イ 教習指導員等審査手数料計算表	1 通
ウ 自動車運転免許証の写し	1 通
エ 履歴書	1 通
オ 運転記録証明書	1 通
 - (2) 申請書の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
 - (3) 申請書等の提出期限
平成18年9月13日